

令和2年7月10日

ステップ③移行に係る留意事項

令和2年7月10日からのステップ③移行に当たっては、令和2年5月27日変更の【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容】によるほか、特に次の事項に留意してください。

1. 外出について

- 発熱等の症状がある方は、外出を控えるようにしましょう。
- 外出をする際には、マスクの着用や手指の消毒など「新しい生活様式」に基づく行動を徹底しましょう。
外出先の施設等について、感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策が徹底されているか確認しましょう。
- 観光地においては、人と人との間隔を確保するようにしましょう。
- 国が運用している新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称COCO A）をインストールしましょう。

2. 催物（イベント等）の開催について

(1) 催物開催の目安

- 7月10日から31日までの間は、業種毎に策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提として、参加人数の上限は、屋内、屋外ともに5,000人以下となります。
- 上記の人数要件に加え、屋内にあっては、収容定員の半分程度以内の参加人数としてください。
屋外にあっては、人と人との距離を十分に確保してください。
(できるだけ2m)。
- 収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内としてください。
また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保してください。

(2) 催物の開催にあたっての留意事項

① 基本的な感染防止策

【イベント参加者】

- 発熱等の症状がある者はイベントに参加しないようにしましょう
- イベントに参加する前に接触確認アプリをインストールしましょう。
また、感染拡大防止のためにイベント主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じるようにしましょう。
- イベントに参加する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用しましょう。

また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底しましょう。

- イベントに参加する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を避けるほか、そこにおける交流等を控えるようにしましょう。
- イベントに参加する前後には、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、打ち上げ等における感染リスクのある行動の回避）をとるようにしましょう。

【イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者】

- 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにしてください。
その際の払い戻し措置等を規定しておくことも必要となります。
- イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリをインストールすることを促してください。
また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底してください。
- イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促してください。
また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促してください。
- イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけてください。
- イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促してください。
- その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底してください。

② 都道府県との事前相談

下記に掲げる施設において、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について県に対して事前に相談してください。

なお、イベントの開催要件等について実際に相談する主体は、施設管理者又はそれぞれのイベントの主催者とします。

- 全国的な人の移動を伴うイベントを開催することが想定される施設
- 収容人数が2,000人を超えるような施設（収容率50%で1,000人超）

※ 詳しくは、イベント等を所管する県の担当課までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針 令和2年4月17日（令和2年5月27日変更）

令和2年5月25日、新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言が発出され、同日変更された国の基本的対処方針を踏まえ、本県において今後の講じるべき対策について、下記のとおり県の対処方針を定める。

記

1 現在の状況

政府の基本的対処方針においては、緊急事態宣言が解除された後も、全ての都道府県において基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要があるとされていることから、本県においても、引き続き、感染拡大の防止に万全を期していく必要がある。

2 基本目標

- ◆ 本県における感染まん延や医療崩壊を回避する。
- ◆ 地域経済や県民生活への影響を最小限に食い止める。

3 重点対策

- ◆ 社会経済活動の回復の前提となるソーシャルディスタンスなど「新しい生活様式」の定着を図る。

4 全般的な方針

- ◆ 感染拡大を予防するソーシャルディスタンスなど「新しい生活様式」の定着等を前提として、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。
- ◆ 「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていくとともに、事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践について浸透を図る。
- ◆ 監視体制の整備及び的確な情報提供・共有により感染状況等を継続的に監視するとともに、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進める。
- ◆ 的確な感染拡大防止対策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
- ◆ 再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに感染拡大防止対策等を講じる。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の下、全職員が一丸となり全庁体制で取り組む。

5 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容

5月27日から、青森県全域を対象に、ソーシャルディスタンスなど「新しい生活様式」の実践・定着等の協力を要請。

なお、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等を踏まえ、行動制限等を段階的に緩和するものとする。【別紙参照】

6 対策実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- 感染症に係る正しい情報や感染防止対策を分かりやすく情報発信する。
- 各種支援制度や相談窓口等の周知を図る。
- 特措法に基づく協力要請に係る県民の円滑な協力に向けて情報発信の充実強化を図る。

(2) サーベイランス・情報収集

- 疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- 帰国者・接触者外来を設置する医療機関や医師会等と連携し、検査の実施体制の充実を図る。
- 積極的疫学調査の適切な実施により、濃厚接触者や感染源の把握を徹底する。

(3) まん延防止

- 「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設け、行動制限等を段階的に緩和する。
- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着・徹底を図る。
- 特措法に基づく協力要請に係る県民の円滑な協力に向けて情報発信の充実強化を図る。
- 在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進する。
- 積極的疫学調査の適切な実施に向けて保健所の体制強化を図る。
- 専門家による医学的見地からの意見・助言等を聴取する。

(4) 医療の提供等

- 感染患者に対して適切に医療措置を実施する。
- 感染患者増加時の重症者等に対する入院医療の提供体制のさらなる確保に努める。
- 感染拡大に備え軽症者等の自宅又は宿泊施設での療養に係る体制を拡充する。

- 感染患者の受入調整や移送調整を行う体制を整備する。
- 帰国者・接触者外来において医療提供の限度を超える事態の発生に備え、一般の医療機関での外来診療等について事前に調整する。
- 医療機関及び高齢者施設等における院内・施設内感染防止対策を徹底する。
- 感染症指定医療機関等に対し個人防護資機材を優先的に確保する。
- 妊産婦に対する感染防止の取組を推進する。
- 法定の健康診断及び予防接種について、適切な感染防止対策下で実施されるよう配慮する。

(5) 教育環境の維持等

- 教育活動における感染防止対策を徹底する。
- 児童生徒及び教職員に感染の疑いが生じた場合の適切な対応を徹底する。
- 子どもの居場所確保に向けた体制の強化等を図る。

(6) 経済・雇用対策

- 中小・小規模事業者や個人事業主の事業継続を支援する。
- 影響を受けた事業者の資金繰り等支援の充実を図る。
- 国等の制度を活用して雇用や生活の維持を支援する。
- 国・県等の各種支援策の周知や相談体制の充実を図る。
- 事業者による感染防止対策を支援するとともに、安全対策について情報発信する。
- 販売が落ち込んでいる県産品の需要拡大と輸出の拡大強化を図る。
- 入国制限措置等に伴い不足する労働力の確保を図る。
- 国内外からの旅行需要の回復対策を推進するとともに、受入態勢の維持・整備を図る。

(7) その他重要な留意事項

① 人権への配慮等

- 患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- 外出を自粛する方々の心のケアや、自宅でのDV・虐待の発生防止に取り組む。
- 要援護者に対して市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

② 物資・資材等の供給

- マスク・個人防護資機材、消毒薬、食料品等の円滑な供給確保を図る。

③ 庁内体制の強化と関係機関との連携

- 新型コロナウイルス感染症対策について、最優先の課題として全庁体制で取り組む。

- 状況に応じ体制の強化等に柔軟に対応する。
- 国、近隣の道県、市町村など関係機関との情報共有を図り連携して対策を実施する。

④ 社会機能の維持

- 県の機能麻痺を回避するため、業務上の感染防止対策を徹底する。
- 職員に感染者等が確認された場合の対応を予め定め、必要な対策を講じる。
- 県民生活等への影響を最小限とするため主要インフラ事業の維持を図る。
- 物流体制・ライフライン確保等に努める。
- 警察は混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに取締りを徹底する。
- 食料・医薬品や生活必需品等の購入について消費者としての適切な行動を県民に呼びかける。

【新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく協力要請の内容】

- 1 区 域 青森県全域
 2 期 間 令和2年5月27日（水）から
 3 実施内容

新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく協力要請

外出の際には、人混みを避けるとともに、マスクを着用し人との適切な距離を保つなど、**ソーシャルディスタンス（Social Distancing）**の考え方を取り入れることを中心に据え、あらゆる場面において「**三つの密**」を避けること等について協力をお願いします。

「新しい生活様式」の定着を推進し社会経済活動との両立を図っていきます。

【外出全般】

1. 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」やソーシャルディスタンスの実践・定着をお願いします。

2. 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは避けていただくとともに、6月18日までの間は、5月25日の時点で特定警戒都道府県であった北海道・首都圏（4都県）との間の移動は慎重に判断してくださるようお願いいたします。

※ 観光振興の観点からの人の移動については、まずは県内観光の振興から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施することとします。

※ 都道府県をまたぐ移動や観光については、別表1を参考としてください。

【催物（イベント等）の開催】

3. 「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に開催するようお願いいたします。
 なお、規模要件（人数上限）等については段階的に緩和します。

※ イベント等の開催に係る規模要件等については、別表2・3・4を参考としてください。

【事業者（職場・店舗等）の取組】

4. 事業者においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組、職場における感染防止のための取組を推進するとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するようお願いいたします。

5. 職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組を適切に行うようお願いいたします。

※ 適切な感染防止対策については、別表5を参考としてください。

別表 1

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月27日～	△ ※不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△ ※観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	○ ※一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	
ステップ② 6月19日～ ※ステップ①から約3週間後		△ ※観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 ※GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
ステップ③ 7月10日～ ※ステップ②から約3週間後	○	
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 ※ステップ③から約3週間後		○ ※GoToキャンペーンによる支援

別表 2

イベント開催制限の段階的緩和の目安（1）

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

<基本的な考え方>

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月27日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ ※ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ ※ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 ※ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	上限なし

（注）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

別表 3

イベント開催制限の段階的緩和の目安 (2)

○ イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ (全国的移動を伴うもの)
【移行期間】 ステップ① 5月27日～	○ 【100人又は50% (注) (屋外200人)】 ※密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 ※入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×
ステップ② 6月19日～ ※ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 ※密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 ※入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 (ネット中継等) ※無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理
ステップ③ 7月10日～ ※ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 ※密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 ※GoToキャンペーンによる支援 (7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 ※入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 ※GoToキャンペーンによる支援 (7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 ※感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 ※GoToキャンペーンによる支援 (7月下旬～)
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を 目指す ※ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 ※密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 ※GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 ※入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 ※GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 ※感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 ※GoToキャンペーンによる支援

(注) どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

別表 4

イベント開催制限の段階的緩和の目安 (3)

○ イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	お祭り・野外フェス等	
	全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月27日～	×	△ 【100人又は50% (屋外200人)】 ※特定の地域からの来場を見込み、 人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ ※ステップ①から約3週間後		○ ※特定の地域からの来場を見込み、 人数を管理できるものは可
ステップ③ 7月10日～ ※ステップ②から約3週間後		
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を 目指す ※ステップ③から約3週間後	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) ※感染状況を踏まえて、判断。	

別表 5

【適切な感染防止対策】

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	従業員の体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を 停止する
	来訪者の体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の来訪者の入場を 制限する
3 つの「密」の防止 (密閉・密集・密接)	来訪者の入場制限、人との適切な距離を確保するための工夫を実施 する (約 2 m の間隔を確保するいわゆるソーシャルディスタンス)
	こまめに換気を行う (可能であれば 2 つの方向の窓を同時に開ける)
	密集する会議等中止する (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用する)
飛沫感染、接触感染の 防止	従業員マスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いを励行 する
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いを 励行する
	店舗・事務所内の定期的な消毒を行う
移動時における感染の 防止	時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤を推進する
	従業員数の出勤日数を制限する (テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	出張の中止 (電話会議、ビデオ会議の活用)、来訪者数の制限



特別措置法に基づく協力要請の変更

令和2年5月27日
統括調整部

- 緊急事態解除宣言の発出並びに、本県における現在の感染患者発生状況、医療提供体制等を踏まえ、下記のとおり協力要請の内容を見直します。
- 感染患者の発生状況に大きな変化があった場合等には、協力要請の見直し等も含め、必要な対策を迅速に講じていきます。

これまでの取組み (5月15日～26日)

外出の際には、人混みを避けるとともに、マスクを着用し人との適切な距離を保つなど、**ソーシャルディスタンス (Social Distancing) の考え方**を取り入れることを中心に据え、あらゆる場面において「**3つの密**」を避けること等について協力を要請するもの。

継続

1. イベント・会議・スポーツ、夜間の会食等も含め、あらゆる場面において、密閉・密集・近距離での会話といった、「3つの密」を避けることの徹底について協力を要請
さらに、「3つの密」が重ならない場合でも、感染リスクを低減するため、できるだけ「ゼロ密」を目指すよう協力を要請

1・3・4に再編

2. 大勢の人が集まる場所をはじめ「3つの密」が重なる場所（施設・店舗等を含む）への外出を控えるとともに、外出時はマスクを着用し、人との適切な距離を保つよう協力を要請

1・2に再編

3. 営業等を行う全ての施設・店舗・事業等に対し、適切な感染防止対策について協力を要請

5に再編

4. 買い物・飲食や、施設の利用等の際には、各施設・店舗等が実施する感染防止の取組に協力するよう協力を要請

1に再編

5. 在宅勤務、時差出勤や自転車通勤等、人との接触を低減する工夫をするよう協力を要請

4に再編

6. 手洗い、咳エチケットの徹底、風邪のような症状がある場合には、会社等を休むなど、拡散防止につながる行動について協力を要請

1に再編

7. 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動は極力控え、特に特定警戒都道府県との往来について自粛するよう協力を要請

2に再編

8. 特定警戒都道府県から移動してきた方は2週間は不要不急の外出を自粛し、毎日検温するなど健康観察するよう協力を要請

終了

9. 感染が疑われる症状が出た場合には、医療機関を受診する前に、まずは保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」に事前に連絡をすることについて協力を要請

注意喚起

今後の取組み (5月27日～)

外出の際には、人混みを避けるとともに、マスクを着用し人との適切な距離を保つなど、**ソーシャルディスタンス (Social Distancing) の考え方**を取り入れることを中心に据え、あらゆる場面において「**3つの密**」を避けること等について協力をお願いします。

「新しい生活様式」の定着を推進し社会経済活動との両立を図っていきます。

【外出全般】

1. 「3つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」やソーシャルディスタンスの実践・定着をお願いします。

2. 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは避けていただくとともに、6月18日までの間は、5月25日の時点で特定警戒都道府県であった北海道・首都圏（4都県）との間の移動は慎重に判断してくださるようお願いします。

※ 観光振興の観点からの人の移動については、まずは県内観光の振興から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施することとします。

※ 都道府県をまたぐ移動や観光については、別表1を参考としてください。

【催物（イベント等）の開催】

3. 「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に開催するようお願いします。
なお、規模要件（人数上限）等については段階的に緩和します。

※ イベント等の開催に係る規模要件等については、別表2・3・4を参考としてください。

【事業者（職場・店舗等）の取組】

4. 事業者においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組、職場における感染防止のための取組を推進するとともに、「3つの密」を避ける行動を徹底するようお願いします。

5. 職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組を適切に行うようお願いします。

※ 適切な感染防止対策については、別表5を参考としてください。

第2回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 意見総括

○ 感染者発生状況に関する評価

青森県においては、5月7日以降本日まで19日間にわたって発生がない時期が継続している。また、PCR検査は、累計833件（令和2年5月23日現在）、陽性27件（同）、陽性率3.24%（同）で、5月7日の新規陽性者発生後は、増加は見られていない。

4月17日から5月6日までの期間において、本県においても、感染がまん延する地域をはじめとする都道府県をまたぐ移動を極力控えるよう要請し、その後も人と人との適切な距離を保つ「ソーシャルディスタンス」への協力を要請したところであるが、これらの取組が感染の拡大防止に一定の効果を挙げていると思われる。

○ 緊急事態措置に関する助言

ソーシャルディスタンスが浸透してきており、「三つの密」を避けることが感染症対策における有効な手段であることも立証されつつある。今後も「三つの密」を避けながら生活することで、クラスターの発生など大規模な感染を防ぐことが可能と考えられる。

このことから、感染症対策と経済対策を両立させるため、協力要請の内容を見直すことは妥当であると判断できる。

ただし感染が発生しても速やかに把握し、適切な療養につなげられることが前提であり、医療提供体制や検査体制のさらなる充実とともに、感染管理に関わる人材を引き続き育成していく必要がある。